

事務事業チェックシート

事務事業No 778 事業名 難病患者等給付事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策	4	保健医療対策の推進
取組方針	1	難病患者への相談支援体制の充実

事業種別	継続	
事業期間	永年	
事業実施の根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
関連個別計画	和歌山市障害者計画・和歌山市障害福祉計画	
担当課・担当課長 (Tel)	保健対策課	小浦保則 (488-5115)
関連課	障害者支援課	

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		衛生費	
	項		保健衛生費	
	目		保健所費	
	大事業		保健所事業	
事項		難病患者等給付事業		

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	障害者手帳を取得していない難病患者 (対象疾病あり) に対して障害者総合支援法に基づく補装具費の支給及び日常生活用具 (地域生活支援事業) の給付を行うことで、難病患者の日常生活支援を行う。	難病患者からの申請を受け、補装具費の支給及び日常生活用具の給付の可否を決定する。医師の意見書や調査により支給及び給付の可否を決定する。 補装具費の支給 それぞれの補装具費の上限額がある。自己負担額1割 (非課税世帯は自己負担はなし) 日常生活用具 (地域生活支援事業) の給付 それぞれの日常生活用具の上限額がある。自己負担額1割 (非課税世帯は自己負担はなし) 児童補装具利用者負担額の助成 市民税所得割額20万円未満の世帯に限り自己負担額の半額を助成する。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		補装具費等を支給した。 補装具費の支給 2件 日常生活用具の給付 6件 児童補装具利用者負担額の助成 0件	補装具費等を支給した。 補装具費の支給 1件 日常生活用具の給付 2件	補装具費等を支給した。 補装具費の支給 5件 日常生活用具の給付 8件	補装具費等を支給する。	補装具費等を支給する。

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	554	307	554	291	542	579	542		542	
伸び率 (%)	-	-	0.0%	▲5.2%	▲2.2%	99.0%	0.0%	▲100.0%		0.0%
人件費										
正規職員	2,198	1,848	2,198	2,234	2,185	2,161	2,161		2,161	
正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0		0	
小計	2,198	1,848	2,198	2,234	2,185	2,161	2,161		2,161	
国庫支出金	267	153	267	125	261	182	261		261	
県支出金	133	76	133	62	130	134	130		130	
市債	0	0	0	0	0	0	0		0	
その他	0	0	0	0	0	0	0		0	
一般財源 (税等)	154	78	154	104	151	263	151		151	
所要人数 (人)										
正規職員	0.29	0.25	0.29	0.29	0.29	0.27	0.27		0.27	
正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0		0	
主な予算内訳	日常生活用具給付費 423千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
活動指標	日常生活用具申請件数	件	目標値					
			実績値	6	2	8		
			達成度 (%)					
活動指標	補装具費申請件数	件	目標値					
			実績値	2	1	5		
			達成度 (%)					
成果指標	日常生活用具給付件数	件	目標値					
			実績値	6	2	8		
			達成度 (%)					
成果指標	補装具費支給件数	件	目標値					
			実績値	2	1	3		
			達成度 (%)					

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>平成25年度に障害者総合支援法が改正され、手帳を取得していない難病患者も障害福祉サービスの受給対象者となった。難病患者の障害特性から症状に変動があることや寛解と憎悪を繰り返すため、障害者手帳を取得できなくても何らかの障害を有していることが多く生活障害をきたしている。</p> <p>制度開始初年度は相談件数も少なく実際に申請に至ったのは2件であったが、徐々に関係機関からの相談も多くなり、給付実績も増えている。今後も本制度の周知が広がることや、対象疾病がさらに拡大したことから、給付件数は増加する見込みである。</p>
見直し・改善内容	<p>今後も必要な支援が届くよう、相談支援事業所や医療機関の地域連携室等との連携を強化し、本制度の周知を図る。</p>